

○総務省令第 号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）及び国勢調査令の一部を改正する政令（令和七年政令第 号）の施行に伴い、並びに統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二並びに国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）第六条第四項、第七条第三項、第九条第三項及び第十一条の規定に基づき、国勢調査施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

国勢調査施行規則の一部を改正する省令

国勢調査施行規則（昭和五十五年総理府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
(調査関係書類) 第二条 令第六条第四項の総務省令で定める調査関係書類は、次の各号に掲げる書類とする。 一 調査世帯一覧(市町村長が、令第八条第一項の規定により設定し、又は同条第二項の規定により修正した調査区(以下この条において「調査区」という。))ごとに、当該調査区の区域内に住居を有する世帯(自衛隊の営舎内及び矯正施設(令第二条第一項第五号に掲げる刑務所、少年刑務所、拘留所又は少年院をいう。次号において同じ。))内の世帯を除く。)の情報を記載した書類をいう。) 〔一・三 略〕 〔2 略〕 (未調査等の場合の届出の期限) 第五条 令第十一条第一項の総務省令で定める期限は、調査年の十月二十八日とする。 (未調査の場合の調査を行う期限) 第六条 令第十一条第二項の総務省令で定める期限は、調査年の十月二十九日とする。 (調査票等の保存) 第十四条 総務大臣は、令第十四条第一項の規定により審査した調査事項情報及び調査票を三年間、当該調査事項情報及び当該調査票のうち令第五条第一号に掲げる事項に係る部分を除く事項が転写されている電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。))及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。	(調査関係書類) 第二条 令第六条第四項の総務省令で定める調査関係書類は、次の各号に掲げる書類とする。 一 調査世帯一覧(市町村長が、令第八条第一項の規定により設定し、又は同条第二項の規定により修正した調査区(以下この条において「調査区」という。))ごとに、当該調査区の区域内に住居を有する世帯(自衛隊の営舎内及び矯正施設(令第二条第一項第五号に掲げる刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院又は婦人補導院をいう。次号において同じ。))内の世帯を除く。)の情報を記載した書類をいう。) 〔一・三 同上〕 〔2 同上〕 (未調査等の場合の届出の期限) 第五条 令第十一条第一項の総務省令で定める期限は、調査年の十月二十一日とする。 (未調査の場合の調査を行う期限) 第六条 令第十一条第二項の総務省令で定める期限は、調査年の十月二十二日とする。 (調査票等の保存) 第十四条 総務省統計局長は、令第十四条第一項の規定により総務大臣が審査した調査事項情報及び調査票を三年間、当該調査事項情報及び当該調査票のうち令第五条第一号に掲げる事項に係る部分を除く事項が転写されている電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。))及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

別記様式第1号（第3条第1項関係）

(表 面)

第 号

国勢調査指導員証

政府統計

写真

縦 4.0cm
横 3.0cm

氏 名

この者は、
国勢調査指導員であることを証明する。

年国勢調査の
任命期間

年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日

総務省統計局長 印

(裏 面)

注意事項

1 この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに市町村長に届け出なければならない。
4 この証明書は、任命期間が満了したときその他の国勢調査指導員の身分を失ったときは、直ちに市町村長に返納しなければならない。
統計法(抄)
第3条 行政機関の長は、……基幹情報の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に對し報告を求めらるる個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
第41条 (前掲)業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。
第57条 次の各号のいずれにも該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に處する。(中略)
二 第41条の規定に違反して、その業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者 (既知)
＜国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市町村を通じて実施するものです。＞
照会・連絡先

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列7番とする。

別記様式第1号（第3条第1項関係）

(表 面)

第 号

国勢調査指導員証

政府統計

(写真)

氏 名

この者は、
国勢調査指導員であることを証明する。

年国勢調査の
任命期間

年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日

総務省統計局長 印

(裏 面)

注意事項

1 この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに市町村長に届け出なければならない。
4 この証明書は、任命期間が満了したときその他の国勢調査指導員の身分を失ったときは、直ちに市町村長に返納しなければならない。
統計法(抄)
第3条 行政機関の長は、……基幹情報の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に對し報告を求めらるる個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
第41条 (前掲)業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。
第57条 次の各号のいずれにも該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に處する。(中略)
二 第41条の規定に違反して、その業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者 (既知)
＜国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市町村を通じて実施するものです。＞
照会・連絡先

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列7番とする。

別記様式第2号（第3条第1項関係）

(表 面)

 政府統計	第 号		写真 縦 4.0cm 横 3.0cm	
	国勢調査員証			
この者は、 国勢調査員であることを証明する。		年 月 日 から 年 月 日まで		氏 名
年 国勢調査の 任命期間		年 月 日 から 年 月 日まで		年 月 日
総務省統計局長 印				

（五）

注 意 事 項

- 1 この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに市町村長に届け出なければならない。
- 4 この証明書は、任命期間が満了したときその他調査員の身分を失ったときは、直ちに市町村長に返納しなければならない。

統 計 法 (律)

第13条 行方不明の原を、……警察官の作成のために必要の事項について、個人又は法人その他の団体に對し調査を求めるときは、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

第14条 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体に、これを拒み、又は虚偽の報告をしたときは、(罰金) 業務に關して知り得る個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

第15条 (前略)業務に關して知り得る個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。(中略) 第16条 各号のイ及びロに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に處する。(中略) 第17条 前項の規定に違反して、その業務に關して知り得る個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、(罰金)

＜国勢調査は、経済省統計局が、都道府県、市町村を通じて実施するものです。＞

照会・連絡先

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列7番とする。

別記様式第2号(第3条第1項関係)

(表)面

第 号

年 月 日

国勢調査員証



政府統計

氏 名

この者は、
国勢調査員であることを証明する。

(写真)

任命期間

年 月 日から
年 月 日まで

年国勢調査の

総務省統計局長印

年 月 日

(五) 無罪

注意事項

この調査の事務を行うときは、この説明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

この説明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

この説明書を紛失したときは、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに市町村長に届け出なければならない。

この証明書を、任命期間が満了したときその他国勢調査員の身分を失ったときは、直ちに市町村長に返納しなければならない。

統計方法

第1条 市町村長の長は、……国勢調査の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対して報告を求めることができる。

前条の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

第1条（前条）業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に處する。（付則）

第1条（前条）規定に違反して、その業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者（窃犯）

<国勢調査は、経済省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。>

照会・連絡先

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列7番とする。

別記様式第3号（第3条第2項関係）

(表 面)

第 号	年 国 勢 調 査
委 託 管 理 団 体 証	(業務委託証明書)
写真 縦 4.0cm 横 3.0cm	以下の団体は、 年国勢調査に関する 業務の委託管理団体であることを証明する。 委託管理団体名：
調査従事者氏名：	
有効期間：	年 月 日から 年 月 日まで
	総務省統計局長 印
政府統計	

(裏 面)

注 意 事 項

- この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- この証明書は、契約の締結により業務の委託期間でなくなったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

統 計 法 (抄)

第11条 (前略) 業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。
第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁罰又は100万円以下の罰金に処する。(中略)

二 第11条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者 (後略)

<国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。>

照会・連絡先

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列7番とする。

別記様式第3号（第3条第2項関係）

(表 面)

第 号	年 国 勢 調 査
委 託 管 理 団 体 証	(業務委託証明書)
(写真)	以下の団体は、 年国勢調査に関する 業務の委託管理団体であることを証明する。 委託管理団体名：
調査従事者氏名：	
有効期間：	年 月 日から 年 月 日まで
	総務省統計局長 印
政府統計	

(裏 面)

注 意 事 項

- この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- この証明書は、契約の締結により業務の委託期間でなくなったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

統 計 法 (抄)

第11条 (前略) 業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。
第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。(中略)

二 第11条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者 (後略)

<国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。>

照会・連絡先

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列7番とする。

別記様式第4号 (第4条関係)

【調査票の記入のしかた】を参照して 漏れ本わくの中に記入してください
【ウツ側も記入してください】

調査票の記入のしかたを参照して黒い本わくの中に記入してください【ウラ側も記入してください】

備考 表中の「」の記載は注記である。

1111

附 則

この省令は、国勢調査令の一部を改正する政令の施行の日から施行する。ただし、別記様式第一号から別記様式第三号までの改正規定は、令和七年六月一日から施行する。